

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年9月21日 14時10分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市牧町北方沖（琵琶湖中部） 岡山二等三角点から真方位050°860m付近 （概位 北緯35°08.6′ 東経136°03.1′）
事故の概要	水上オートバイ ^{かみかぜ} 神風は、浮体をえい航して南東進中、搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 神風、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	240-65666滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 水象：湖上 波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「搭乗者A」という。）ほか2人の搭乗者が床面に座って乗ったトーイングチューブ（以下「浮体」という。）を長さ約8mのえい航索により、約20km/hの対地速力でえい航して遊走を始めた。</p> <p>本船は、船長が、波が高いと感じる中、後方を確認しつつ旋回を繰り返しながら南東進中、搭乗者3人が転落しそうになったので減速したものの、搭乗者全員が落水した。</p> <p>搭乗者Aは、落水した後、他の搭乗者の助けを受けて浮体に乗って湖岸に戻り、病院に搬送され、左上腕骨骨幹部複雑骨折と診断された。</p> <p>船長は、本事故当時、波が高い状態であることを承知していたものの、遊走を取りやめるほどではないと思い、遊走を始めて旋回を繰り返したが、遊走を止め、旋回を繰り返すべきではなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、波が高い中、浮体のえい航を開始する際、船長が遊走を取りやめるほどの状況ではないと判断し、えい航して遊走を始め、旋回を繰り返したことから、搭乗者全員が落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、波が高い中、本船が、浮体のえい航を開始する際、船長が遊走を取りやめるほどの状況ではないと判断し、えい航して遊走を

	始め、旋回を繰り返したため、搭乗者全員が落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・浮体をえい航する船の船長は、旋回を繰り返さず、また、波が高いと感じる場合、浮体のえい航を取りやめること。